

議案第100号

大阪市公園条例の一部を改正する条例案

大阪市公園条例（昭和52年大阪市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第15条第2項中「とき」を「とき（動物園にあつては、1人1回を単位とする許可を受けて使用する場合に限る。）」に改める。

別表第3 3 有料施設の使用料 (4) 動物園の表中

「

1人1回	500円（児童等にあつては、200円）
------	---------------------

」

を

「

1人1回	500円（児童等にあつては、200円）
1人1年	2,000円（児童等にあつては、800円）（1人1回を単位とする許可を受けて使用する者が、当該使用する日において、1人1年を単位とする許可を受ける場合は、1,500円（児童等にあつては、600円））

」

に改める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

平成29年 2月24日提出

大阪市長 吉 村 洋 文

説 明

天王寺動物園の1人1年を単位とする使用料を定めるため、条例の一部を改正する必要がある
ので、この案を提出する次第である。

(参 照)

(太字は改正)

大阪市公園条例 (抄)

(使用料の減免)

第15条 省 略

2 市長は、動物園又は庭園を30人以上の団体で使用するとき（動物園にあつては、1人1回を単位とする許可を受けて使用する場合に限る。）の使用料については、次の各号に掲げる団体の区分に応じ、当該各号に定める額を減額することができる。

(1)-(3) 省 略

3 省 略

別表第3 (第14条関係)

1 - 2 省 略

3 有料施設の使用料

(1)-(3) 省 略

(4) 動物園

名 称	単 位	使 用 料
天王寺動物園	1人1回	省 略
	1人1年	2,000円（児童等にあつては、800円）（1人1回を単位とする許可を受けて使用する者が、当該使用する日において、1人1年を単位とする許可を受ける場合は、1,500円（児童等にあつては、600円））

(5)-(6) 省 略